特定非営利活動法人Ｊキャンプ

セーフガーディングポリシー

１）　目的

私たちは「車いすバスケットボールの真の楽しさを伝え、人間の可能性を追求する」ことを事業理念として、障害が選択肢を狭めることのない、自己選択と自己決定ができる社会環境づくりを目指す団体です。障害のある人もない人も、子どもも大人も私たちの事業に関わるすべての人たちの心理的･身体的な安全と権利が守られる環境づくりを目指すべく、このポリシーは、特に子どもたちや、「自分で自分を守ることが困難な状態にあると想定しうる人」たちをいかなる危害からも守り、安心して事業にご参加いただけることを目的としています。

ここに含まれる危害とは次によるものです。

・本団体のスタッフや関係者の行動によるもの

・本団体の事業活動によるもの

２）　セーフガーディングとは

セーフガーディングとは、本団体のすべてのスタッフや関係者が、日々の事業や運営において、子どもや「自分で自分を守ることが困難な状態にあると想定しうる人」の尊厳を傷つけたり、危険にさらすことのないようにするための基準と手続きを示すものです。このポリシーは、特定非営利活動法人Ｊキャンプが 2024 年５月 7 日に賛同した「the International Safeguards for Children in Sport(https://safeinsport.org/)」を推進する取り組みとして、自分たちの責任を明確にすべく、2024 年６月 28 日に策定いたしました。この「セーフガーディングポリシー」「行動規範」を事業ごとに関わるスタッフと確認の機会を作るように努め、少なくとも 2 年に一度見直しを検討する機会を設けてまいります。

３）　適用範囲と対象者

適用範囲：

・本団体に携わるすべてのスタッフ、関係者（活動会員、賛助会員、ボランティア、事業活動に参加する講師・補助員・ゲスト・来訪者など）

・関係者が本団体に関連する仕事を請け負ったり、実際に訪問したりして従事している期間

対象者：本団体の事業に参加するすべての子ども「自分で自分を守ることが困難な状態にあると想定しうる人」たち

4）　周知

・上記「対象者」を含む事業活動に関わるすべての人に、本ポリシーについて知っていただく機会を設けます。

・相談先や相談時の個人情報等の取り扱いを明示し、相談しやすい環境整備に努めます。

5）　予防

（団体の責任）

・すべてのスタッフが本ポリシーを理解し、「対象者」が安心して事業に参加できる環境づくりにおける責任を自覚できるようにします。

・上記の為に、それぞれのスタッフの役割に見合ったレベルでセーフガーディングに関する研修を受けられるようにします。

・それぞれが互いに気付きを伝え合い、それを受け入れる文化を作っていくことを推進します。

・事業の企画段階において、あらゆる危害を想定し、そこから生じる可能性のある事象から人々を保護できるよう内容を検討し、事業の過程で集められた個人情報を適切に取り扱います。

（「対象者」に対するスタッフの責任）

・一人一人の尊厳を大切にし、「対象者」が自分自身で自己選択できる環境づくりに努めます。

・権利を侵害するような不当な扱いや、いかなる差別もしません。

・様々な暴力や暴言等、身体的、心理的虐待をしません。

・性的な関係を持つことや、性的虐待、性的搾取をしません。

6）　相談/報告・対応

・本ポリシーに違反する行為や懸念がある場合の相談窓口を設置します。

相談窓口：金子恵美子（jcamp.safeguarding@gmail.com）

渡邉祐（jcamp.safeguarding@gmail.com）

・相談/報告を受けた際は、直ちに事実確認を行います。

・その対応は複数名で検討し、判断します。

・その内容の緊急性、深刻度によっては、相談窓口担当者から直接理事長に報告をすることがあります。また、必要により、専門機関等に相談をすることがあります。

・本ポリシーを遵守せず、重大な違反があったと確認ができた場合には適切な懲戒措置を行います。

・スタッフや関係者から被害を受けた人たちに対して支援を行います。

・担当者がしかるべき対応を行わない、など対応に満足ができない場合、他の適切な団体の相談窓口を通じて報告をすることができます。（例：スポーツ庁、各地域の行政機関や福祉保健局、警察署等）

７）　守秘義務

　セーフガーディングの問題に対処する際には、そのすべての過程において法令を遵守し、守秘義務を履行します。ただし、上記６の通り、必要により専門機関等に相談をすることがあります。

沿革
2024 年 6 月 28 日理事会により制定

関連する指針
・行動規範

用語の定義
・子ども：18 歳未満の人
・自分で自分を守ることが困難な状態にあると想定しうる人：障害、病気等の理由で自分の身を守ることが難しい可能性のある 18 歳以上の人
・危害：個人の権利に対する身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、性的搾取、その他の人権侵害行為
・身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、縄などにより一室に拘束するなど他者により身体的に害が及ぶこと。もしくはその恐れがあること。
・心理的虐待：言葉による脅し、無視、絶え間ない批判、軽視、品位を傷つける扱いなど継続して精神的な危害を与えることで精神的な健康を阻害すること。
・性的虐待：暴力による、または不平等あるいは強制的な条件下で、性的性質の実際の身体的侵入または身体的侵入を脅かされること。
・性的搾取：性的目的のために、脆弱な立場、相手との差のある権力、または信頼関係の立場を乱用した実際の虐待、または虐待の未遂。